

非常に多いという事があるわけでもございまして、私どもこの振興には頭を悩ましておるといふ実情でございまして。しかし昨年法律を国会で通していただきまして、今困つております資金の面につきまして二千五百万円ほどの融資をいたしたわけでございまして。これは地方庁へおかけまして、地方庁はそれと同額を出しますので、五千万円の協同組合に対する融資ができたわけでもございまして。来年度は一割減りましたけれども、二千二百五十万の予算が組んでございしますので、これが通りますと、四千五百万円、府県の方で言いますと約一億の金が協同組合にまわることになります。なお振興策といったしましては、そういう資金の面もございまして、そういう資金に必要ない人を得るということが非常に重要なことだと思ふのでありまして、協同組合精神をよく身につけた、また能力もある職員を養成することは非常に重大な問題だと思ひます。これらにつきましては、中央に協同組合の連合会がございまして、今後とも十分力を注いで参りたいと思つております。

○杉山委員 御承知のように、今日の生活協同組合が資金面に悩んでおり、また多くのものはほとんど申し上げるほど赤字になつておるのであります。そのために行き悩んでおることも御承知の通りであります。それゆゑに資金面においていろ／＼と御援助いただくということも、生活協同組合の発展の上に大切なことだと思ひますが、しかし今お話のような一億内外の資金では、今日の行き詰まつてゐる協同組合を更生させるにはどれだけの力があ

るか私は非常にそれに疑問を持つております。ほんとうに資金の面から更生さすというならば、もつとくゝこれには必要ではないかと思ひます。それとともに、お話のように最も大切なことは、やはり職員の問題であり、また組合員自体の問題であると思ひます。生活協同組合は申すまでもなく、御承知のようにロツチデルの原則に従つて行くものであつて、いわゆる強大な資本主義に対して小さなものはどうして生活を維持して行くかといふことかから発足いたしておると思うのであります。して、組合員自身もまた指導者の理念に十分に到達しておらなければならぬと思ふのでありますが、今日の日

本の生活協同組合の現状を見ますと、ただ安いものを入れたい。少しばかりの安くてよいものを得たいというくらいのことです。集まつておるものが多いのであります。こういうような生活協同組合をおつくりになつた以上は、この原則を十分に教育して行かなければならない。本来生活協同組合そのものはやはり十分教育することから生れておると思うのであります。この点に對して今日の生活協同組合は非常に欠けておるのではないかと思うのであります。今後生活協同組合を助長して参りますために、そうした根本的な理念を教育するためいかなる方途をお持ちになつておるのか。この点をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○安田政府委員　お話のように物資の供給ということだけを消費生活協同組合の使命と考えますと、行き詰まりもございますし、なか／＼伸びないのでもございまして、苦しい国民生活において生活を合理化するという上に、消

費生活協同組合がどのように貢献するかということが、私は組合の基礎を確固にする一つの大事な要素だと考えるものでございます。確かにそういう点につきましては現在欠けておりまして、ただ安いものを買えばそこへついて行く、あまり安くなければ組合のものを買わないというような状況であることは、杉山委員の御指摘の通りであります。先ほど申しましたように、できるだけ幹部の職員にはしつかりした人を養成するとか、そういう意味の講習会をいたしますとか、それからそういう生活の合理化の面で組合が働けるようなことも、政府が考えなければならぬと思います。農村に

おきましては、協同組合が農村生活の合理化というところに非常に貢献をいたしております。そういう意味での都市の生活の合理化について消費生活協同組合の役割があると思いますけれども、しかしながら農村と違ひまして、各人の生活というものが多種多様であるために、なかなか効果が上らないという点があるのでございます。

そこで先ほどの消費生活協同組合に對する資金の貸付の問題でございますが、これはもちろんわずか五千万円ばかりのもので十分だと思つております。今後私どももこの予算がもつとふえることを希望もいたし、また努力いたすつもりであります。その予算の使い方、ただ店舗を改造するとか、あるいは品物を仕入れるための資本にするとかいうことでなくて、たとえば共同浴場をつくるとか、あるいは洗濯場をつくるとかいうような、生活を合理化するための協同組合の施設にそういうものを振り向けたという趣旨で、実は金を貸し付けております。地域の

方ではいいところと悪いところと非常
に差がございまして、たとえば全国的
に有名なものでございますと、兵庫県
の灘の生活協同組合等がそういう点で
も非常にりつばな働きをいたしてお
ります、また生活合理化の面におき
まして、いろいろ講習会、その他のこ
とで組合員に働きかけりつばな成果
を上げております。そういう点につ
いても今後ますます手を尽して行きたい
と考えております。

○杉山委員 先ほど御説明の職域生活協同組合がたいへんうまく行つておる。これは当然だと思ふのでありまして、いわゆる商人が入つて来る道の遮断もできております。また従事員も自分たちの仕事のかたわらやつて行く、また事務所の提供も受けております。そういうようないろ／＼の利点がございまして、職域の協同組合はお説のようになりまく発達しておると思ふのであります。そういうような点は地域の協同組合には遺憾ながらございません。なおかつ中小の商人にとつては協同して行かなければならない。こういう点で私は非常に発達しにくい点だと思ふのでありまして、特に商人の方は子供

のうちに鍛練もし、またいろ／＼の経験も経てやつて来ておりますのに、従事員の方は、先ほどのお説のように、その道における経験に非常に乏しい、こういう点もあると思うのであります。そういう点から仕入れのつ隊とかこつというものをよく存じておらないから、案外高いものになるといふことで、安いものを得たいといふことで入つておるにもかかわらず、協同組合が案外安いものが得られない。こういうところに発達しない原因があると思

うのでありまして、先ほどから申しさすように、生活協同組合は少くとも小規模を以て、生産し、銷售を經ないでわけて行くという英國式の立場に立つて行かなければ、ほんとうに生活協同組合は発達しないと思うのであります。政府は生活協同組合を助成してくださるというならば、その占についてもう少し考慮を払つていただきたい。これは希望であります。願ひ申し上げておく次第であります。

それから本法案によりますと、中小商人に協同組合の名義を貸してはならないということになっておりますが、今日おそらく協同組合の中で商人に名義を貸しておるものがありといたしますならば、先ほど申しますように、非常に協同組合は微弱で、自分たちだけでは十分効果を發揮することができない、資力の面においても、あるいは自分たちの技能の点においても發揮することができない。こういう点があるのので、商人と連繫するならばややその目的を達せるのではないか、こういうようなことで非常に微弱な協同組合においては、今言うような連繫があるのではないかと思うのであります。もしそ

ういふように、この法文の通り行くことは理想であります、はつきりといえますれば、ようやくよく歩いておるような生活協同組合がここにまつたゞ弱つてしまふ、こういう問題にならないでしうか。その点をひとつ伺つておきたい。

○安田政府委員　名義貸しを取締りたゝいということなのですが、名義貸しと申しましても、今お話のように、いろいろと種類があります。私どもがこの改正案のねらいとしたしてお

りますのは、単なる名義だけを貸して、実体としては全然消費生活協同組合ではないというものが相当たくさんございまして。これは特定の目的のためにそういうことをやつておるものが相当あるように、私も承知いたしております。一つの組合で百五十くらい名の商店に名義貸してありますし、またそれを調べてみますと、私の方は知らぬのだけれども、向うでかつてに使っているのだというものを言つて逃げるものもあります。お話のように、組合の経営がむずかしいために、そういうふうなことをやるといふこともあるかもしれませんけれども、少くとも消費生活協同組合として運用して行く上におきましては、やはり経営、会計が一本である必要がある。そうして人事につきましても組合が握つておるといふ形がありますならば、それは許されてもいいと思ひますけれども、多くの場合はそうではなくて、ただほんとうに名義だけ貸して、あとは看板料というふうなものを取上げておるという状態のものもございまして、これはやはり消費生活協同組合の本来の発展の上から行かなくては、こういうものを取締つた方が、正しい消費生活協同組合の運動を伸ばして行く上にいいことではないか。また今申し上げるようなものがありますために、世上一く組合に対して極端な批評をいたしまして、あるいは信頼をいたさないという傾向がございまして、今回のような改正の法案が出されたのでござい

る、こういうものがありますならば、これはお話のようにもちろん消費生活協同組合ではありませんので、十分取締ることが必要だと思ひますが、先ほど申し上げましたような、まだ本来の力が出ないで、そこで二、三の商店と話し合ひでやつておるというものと、私は、私も歩いてみてまじ見受けるところであります。そういうところまで、今申しましたように本法案によつて禁止されるということになつたならば、ようやく発展しかけておる組合はその発達を止めておられるというふうなことにほならないだろうか、こういう心配を持つておられますので、先ほどのような質問をいたしたわけでありまして。お話のような、看板だけで、事務は商人に一切まかせておるといふような協同組合は、もちろん協同組合ではございせんからおやめになることは当然だと思ひますが、先ほど申しましたような場合には、一応考慮しておく必要もあるかと思ひます。全然でなしに、ごくわずかというふうなものでして、おやめになるというふうなものの中には、やはりはつきりこの法案の通りにやるのかどうか、こういうことも承つておきたいと思ひます。

○安田政府委員 先ほどもちよつと申したのでありますけれども、名義貸しの実態をやはり調べる必要があるのではありません、名義は貸しておつて、従来の商店が協同組合に入つたというふうなところになつておりました、実態が同じ会計であるのだ、そこで売上げが全部協同組合の売上げになつて行く、そしてその中から出資の配当をするのだ、それから事業量に対する割りもど

しめるのだということになればいいと思ひます。そのためにはいろいろの形があると思ひますので、その商店があるいは店舗でもつて現物出資といふようなところに入つて来て、そして自分も組合の職員になつて給料をもらつて行くというふうな形になります。なほまた店舗を借りておるといふか、ついでありますとも、職員になつて給料をもらつて、あるいは一定の固定給を支払つて行くということになります。これは一つの給与の支払いの方法でございまして、いろいろの場合が考えられると思ひます。しかし組合本来のやり方を曲げるといふような経営の実態でありますならば、やはりこの法律の適用を受けるのではないかと思ひます。極端な例は、ここに私どもの調べがございまして、組合所有の店舗が二つだけであつて、借上げ百五十一というのがございまして、こういうふうなところは、脱税の目的でそういう小売商人が看板を借りるといふようなこともあるやに聞いておられますので、今お話のような点につきましても、今後よく調べまして、少くとも協同組合としての一体性が認められるという事実がなければ、やはり取締りの対象になるのではないかと思ひます。

○杉山委員 今御説明の通りに、組合の実態を備えないものはこの法案を適用するといふことについては、私も十分承つております。し、こゝろに今度は、消費生活協同組合が相当に発展して参りましたならば、日本の数の多い中小の商人との衝突が起つて来ると思ひます。御承知のよう

うに産業組合が非常な勢いで発展して参りましたときに、いわゆる反産運動といふものが非常に盛んに起つたのであります。今はそれほどの力がありませんから商人は黙つておられますけれども、ここにも消費生活協同組合が少し大きくなつて参りますと、そういう運動がまた起つて参ると思ひます。特に小さな都市において消費生活協同組合が発展いたしますと、著しくそういう問題が起つて来ると思ひますので、そういうような場合をやはり政府の方で予想されておるか、されておらないか。まあ今の場合はこういう場合であるから捨てておいてよいのだ、起つたときは起つたときだといふような考え方で進みになつておるのか。もし消費生活協同組合をぐんぐんと推し進めて来るときには、必ずそういう問題が起つて来ることをわれわれは予想しなければならぬと思ひますが、政府の方ではどういふお考えを持つておられますか。

○安田政府委員 お話のような点は根本的な問題でございまして、従来もしばしば論ぜられたことでございまして、将来につきましても多少の危険はあると思ひます。ただ現状を申しますと、消費生活協同組合は非常に身近な品物だけを取扱つておられて、そういうような商店が非常に普及しておるところでは、実際問題として消費生活協同組合が成り立たないといふようなこともございまして、そのために比較的そういう点で対立しておるというふうな事例は今のところはないのでございまして。これはあるいはその協同組合が不振であるからそんなんだらうといふようなことをおつしやればあ

るいはそうかもしれません、しかし片一方の商店の方は、そういうような消費物資を売るだけでありまして、それから消費生活協同組合の方は、生活の合理化といふことについて今後いろいろな施設を持つてやつて行くといふ方向に導いて行くならば、必ずしも両者が併存できないといふこともないのではないかと、やはり品物を安く買つていふことのほかに生活の合理化といふ点につきましても、協同組合が実績を上げて行つて根を張るといふことが必要ではないか、そういう方向に持つて行きますならば、御心配のような点も割に少く済みますまいかといふような考えを持つておられます。

○杉山委員 次に伺ひたい点は、今度の改正案では、消費生活協同組合の連合会などにおいては、会館あるいは宿泊施設を置くことが許されることになつておると思ひますが、もう一歩進んで、今方々の中小企業協同組合等にもいろいろ問題が起つておりますが、もう一歩進めて消費生活協同組合に公共施設が許されますならば、日本の消費生活協同組合も相当な根柢を持つて発達して行くのではないかと。御承知のように、スエーデンの協同組合がああいうふうな発展しておるといふ大きな理由も、一つは生命保険その他そういうような事業をして、その金をもつてやつておるといふところにあると思ひますのであります。もし日本の生協も、組合員の共済事業として保険事業のような事業、たとえば火災保険の問題をやれるといふことになれば、必ず今日のように生活協同組合も相当発達して来るだらうと思ひますのであります。政府はこういうふうな、先ほど申し

た助成の一策としても、またいろいろの共済施設を行く一つとして、今言うような点をお考えになつておるか、この点をお伺いしたい。

○安田政府委員 お話のように、生活協同組合の仕事の一つに、組合員の共済の仕事がございます。現在ございましては、これは主として職域でございまして、五つの組合がございまして、それから地域的な組合が六つばかりあるのであります。簡単な死亡共済なんかをやつておるところもございまして、主としてお話の火災共済をやつておるところもございまして、これは私も特にこれを指導したというのではなくて、戦後損保の方の保険料が相当高かつたというふうな実情から、自然発生的にこういうものがだんだんできて来たと思ひますが、現在のところでは職域の全国的な五組合はいずれも非常に成績を上げておるような実情でございまして、ただ、今お話のスエーデン等におきましては、生命保険というふうなものにつきましては、私どもとしてはそういう長期保険は、貸借価値の安定ということが前提になりますので、そういうことを生活協同組合にやらせることがいかどうかという点については、実は非常に疑問を持つております。短期保険ならば間違いないけれども、長期保険になると、もう少し考えなければならぬのではないかと、そういうふうなものは実は押えるようにいたしております。

○杉山委員 私もスエーデンの例をあげたことは、ただ協同組合がそういうふうな共済事業をやつてゐるために非常にうまく行つておるといふ一例を申し上げたにすぎないのでありまして、生活協同組合に共済事業が許される、こういうことならばたいへんありがたいと思ひます。今お示しの二、三の非常にうまく行つてゐるといふ組合の組合員の数及びその事業等の内容がよくおわかりなら、一応ここでお知らせいただければたいへんありがたいと思ひます。

○安田政府委員 お答えいたします。全国特定郵便局長消費生活協同組合というのがございますが、この組合員数が一万三千四百六十九人でございまして、それから全国酒販生活協同組合が六万六千六百四十六人、それから全国タバコ販売生活協同組合というものが六万五千四百四十二人、日本塩業生活協同組合、これは塩の小売りでございまして、これも、これが二万二千七百五十八人、全国自転車従業者生活協同組合が四千三百四十九人、大体これが全国的な組織のものでございまして。

○杉山委員 生活協同組合に關します私の質問は一応これで終つておきたいと思ひます。

次に児童福祉法の一部を改正する法律案について、私はごく簡単に一、二お伺いいたしておきたいと思ひます。

その中に、本案に示されておりますところの育成医療の対象になる児童の数はどれくらいあるか、その点を一応伺つておきたいと思ひます。

○小島委員長 次に前回の委員会において委員長より指名することに決しました食生活改善に関する小委員会、及び人口問題に関する小委員会の小委員及び小委員長を指名いたします。

まず食生活改善に関する小委員会に

助川 良平君 松永 佛骨君
安井 大吉君 山下 春江君
長谷川 保君 山口シヅエ君
以上六君を、小委員長には松永佛骨君を指名いたします。

次に人口問題に関する小委員会には

青柳 一郎君 中川 俊思君
降旗 徳弥君 古屋 菊男君
滝井 義高君 岡 良一君
以上六君を、小委員長には中川俊思君を指名いたします。

次会は公報をもつて御通知いたすこととし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

○安田政府委員 昨年六月に私の方で全国の要保護児童の調査をいたしました際に、この対象になる肢体不自由

児の数が十二万九千人、それから盲児の数が一万六千七百人、聾啞児の数が二万七千七百人、合計しまして約十七万三千六百八十八人の数字が出たのでございまして、もちろんこれはサンプリング調査でございまして、正確な数ではない、大体の傾向だと思ひますが、なお一説にはこういう肢体不自由児の数は推計ではもつと／＼多いのだといふこともいわれております。かような数字の子供の中で、育成医療の対象となる、つまり早期に手当をいたしますれば大きくなつて一人前の働きができる、あるいは少くとも日常生活を営むに十分であるといふのが、七〇％前後のものが対象になり得るといふふうに一応推定してございまして。

○杉山委員 その次にお伺いしたい点は、指定医療機関がございまして、これは審議会を経て大臣が指定する、こういうことになつておるようでありまして、その診療機関になるのはどういふ医療機関でございましょうか。またその標準は大体どういふことに相なりましょうか。

○太宰府政府委員 これは今回同時に法案を提出しております身体障害者福祉法の改正の方に詳細の規定がございまして、私の方はこれと歩調を合せて、身体障害者福祉法に規定してある指定医療機関をそのまゝこちらの方で利用させていただく、こういう意味でございまして、その方でもつて参ります。

○安田政府委員 私の方の関係の身体障害者福祉法に規定してございまして、で、便宜お答え申し上げますか、養育指

○杉山委員 私のお伺いしたいのは、補装具の本人及び医療義務者が負担する割合ですが、この法案では、地方福祉事務所が調査して、本人の支払える能力を基準額から引くと、こう書いてありますが、もし能力がなければ、全額でもこれを支払う、こういうことに解釈していいのでございましょうか。

○太宰府政府委員 その通りでございまして。

○杉山委員 私の質問はこれで終ります。

○小島委員長 その他に御質疑はござ

いませつか。――それではこれらの諸法案に対する質疑は次会に続行することといたします。